

遊亀公園・附属動物園
整備及び管理運営事業

特定公園施設整備に関する仮契約書（案）

令和8年●月

甲府市

※ 本特定公園施設整備に関する仮契約書（案）は、現時点において想定される特定公園施設の整備に関する内容を記載したものであり、設置等予定者が提出した公募設置等計画の内容及び設置等予定者との協議により、必要な範囲で記載内容を修正します。

遊亀公園・附属動物園整備及び管理運営事業 特定公園施設整備に関する仮契約書（案）

甲府市（以下「市」という。）と、●●、●●、●●及び●●（以下、市による認定前の公募設置等計画の提出者を含み、総称して「認定計画提出者」という。）は、遊亀公園・附属動物園整備及び管理運営事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり特定公園施設整備に関する仮契約書を締結する。この契約において用いる用語の定義は、この契約において別途定義されているものを除き、市及び認定計画提出者の間で締結された令和8年●月●日付遊亀公園・附属動物園整備及び管理運営事業 Park - PFI に関する実施協定書（以下「Park-PFI 実施協定」という。）に定められたとおりとする。【注：コンソーシアムにて SPC を設立する場合、本協定の当事者は SPC となることを想定。】

なお、本書は仮契約であって、以下の各号がいずれも満たされた場合には、これを本契約とする。ただし、令和8年●月末日までに以下の各号が満たされず本契約として成立しないときは、本書は無効となり市は損害賠償の責を負わない。

- (1) 都市公園法第5条の5第1項の規定に基づき公募設置等計画が認定されたこと。
- (2) 甲府市議会が認定計画提出者を特定公園施設を含む遊亀公園・附属動物園内の用地及び建物（公募対象公園施設、利便増進施設及び動物園の飼育関連施設に係る部分を除く。）の指定管理者として指定する議案、特定公園施設の取得に関する議案及び市が本事業に関連して負担する債務（本書に基づくものを含むがこれに限られない。）について債務負担行為として承認する議案を可決したこと。

（総則）

第1条 市及び認定計画提出者は、特定公園施設の整備に関する事項については、この契約のほか、Park-PFI 実施協定並びに公募設置等指針等及び公募設置等計画が適用されることを確認する。

2 認定計画提出者は、Park-PFI 実施協定の規定に従って、特定公園施設等を整備して市に引き渡すものとする。

3 認定計画提出者は、この契約に基づく認定計画提出者の義務を連帯して履行する責任を負う。

（引渡しの対価）

第2条 特定公園施設等の引渡しの対価（以下「譲渡対価」という。）は、特定公園施設及びこれにかかる特定附帯設備につき金●●円（うち消費税及び地方消費税額金●●円）とする。

2 市又は認定計画提出者は、特定公園施設等の整備期間中にやむを得ない事由（賃金水準又

は物価水準の変動による場合を含むがこれに限られない。)により前項の引渡しの対価が不相当となったと認めるときは、相手方に対して通知（当該通知において希望する変更後の引渡しの対価を提示するものとする。）をもって特定公園施設等の引渡しの対価の変更を申出ることができるものとする。

3 市又は認定計画提出者は、前項に規定する申出を受けた場合において、相手方の主張するやむを得ない事由が存在すると認めるときは、協議に応じなければならない。

4 特定公園施設等の引渡しの対価の変更の要否及び額の変更等については、前項に規定する協議により決定するものとする。

（譲渡対価の支払）

第3条 第1条の工事負担額及び前条の譲渡対価は、Park-PFI 実施協定第 64 条第3項に基づき特定公園施設等について認定計画提出者が市から完成確認通知書を受領した後に、認定計画提出者が市に対して工事負担額及び譲渡対価の支払を請求した場合に、当該請求を市が受けた日から起算して 40 日以内に市から認定計画提出者に対して支払う。

（特定公園施設の引渡し及び危険負担）

第4条 認定計画提出者は、Park-PFI 実施協定第 67 条に基づき、特定公園施設引渡予定日において、特定公園施設等を市に引き渡す／し、市に抵当権その他の負担のない完全な所有権を取得させる。

2 特定公園施設等の市への引渡し前に、不可抗力により特定公園施設等が滅失又は毀損したときは、その負担は認定計画提出者に帰する。この場合において、市がこの契約を締結した目的が達せられないときは、市はこの契約を解除することができる。

[3 認定計画提出者は、市が特定公園施設等の所有権取得に関する不動産登記を行う場合において市が要請したときは、認定計画提出者の費用において必要な書類作成その他の協力を行う。]

（契約不適合責任）

第5条 特定公園施設等に関する認定計画提出者の契約不適合責任については、Park-PFI 実施協定第 69 条の定めるところによる。

（延滞利息）

第6条 市がこの契約に基づき行うべき支払いを遅延した場合、未払い額につき延滞日数に応じ、履行期日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に定める遅延利息の率で計算した額の延滞利息を、認定計画提出者に支払う。

（契約の解除）

第7条 第4条による特定公園施設の引渡し前に理由の如何を問わず Park-PFI 実施協定が解除され又は終了した場合、この契約も解除される。

（権利義務の譲渡等）

第8条 認定計画提出者は、市の事前の書面による承諾を得た場合を除き、この契約上の地位

並びにこの契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(この契約書の変更)

第9条 この契約は、市及び認定計画提出者の書面での合意がなければ変更することができない。

(協議等)

第10条 この契約又は Park-PFI 実施協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市及び認定計画提出者は誠意をもって協議により解決するものとする。

(準拠法)

第11条 この契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(裁判管轄)

第12条 この契約に関する紛争については、甲府地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]

以上を証するため、この契約書●通を作成し、市及び認定計画提出者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年●月●日

市：

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市

代表者 甲府市長 樋口 雄一 印

認定計画提出者：

代表法人

構成法人

構成法人

構成法人